

中小企業金融円滑化法の期限の延長等について

昨年12月金融庁は、本年3月末に期限を迎える「中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）」を1年間延長するとともに、その運用に当たっては、金融機関の開示・報告に係る事務負担の軽減やコンサルティング機能の発揮の促進、といった改善を加えるとして、検査・監督において対応を行う旨を発表しました。以下に、その内容についてご案内します。

■ 基本的な考え方

我が国経済は、このところ足踏み状態にあり、中小企業者等の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、依然厳しい。こうした中、先行きの不透明感から、今後、貸付条件の変更等に対する需要は一定程度あると考えられる。一方、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要である。

このため、金融機関が、貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）を十分に発揮することで、中小企業者の経営改善が着実に図られ、中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながる、という流れを定着させる必要がある。

以上を勘案し、来年3月末に期限を迎える同法を1年間延長するとともに、その運用に当たっては、①これまでの実施状況を踏まえた、金融機関の開示・報告資料の大幅な簡素化や、②金融機関による経営再建計画の策定支援等のコンサルティング機能の発揮の促進、といった点について改善を加える。

金融庁は、このような観点から、検査・監督等を通じ、法が期限を迎えた後も、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を目指すとともに、引き続き中小企業者等の資金繰りに万全を期す。

■ 具体的な対応

<中小企業金融円滑化法の期限の1年延長>

- ① 法の期限を平成24年3月末まで1年間延長する。

<金融機関による開示・報告内容の見直し>

- ② これまでの実施状況を踏まえ、金融機関の事務負担の軽減を図る観点から、開示・報告資料を大幅に簡素化する。

<金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進>

- ③ 貸付条件の変更等が行われた後の継続的なモニタリング、経営相談・指導等や経営再建計画の策定支援を一層定着させるため、金融機関が果たすべき役割を具体化するよう、監督指針を改定する。
- ④ 企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会等の活用、DES・DDSの活用等を通じた本格的な事業再生の取組みを促すよう、監督指針を改定する。
- ⑤ 金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮を促す観点から、金融機関による経営再建計画の策定見込みの判断、経営再建計画の策定・実施状況等について、検査・監督で重点的に検証する。
- ⑥ 平成23年9月頃までに、法の実施状況に関する検査を一巡させる。その後は、金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。

<その他>

- ⑦ 引き続き、中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、金融機関に対し、年度末等の金融円滑化の要請を行う。
- ⑧ 改正金融機能強化法の活用の検討促進を図る。

◎詳細は、金融庁HP（<http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20101214-1.html>）をご覧ください。

本年 3 月で定年後の「継続雇用制度導入」の特例措置が終了します

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、現在、65 歳未満の定年を定めている事業主は、「高年齢者雇用確保措置」を実施する必要があります。

「高年齢者雇用確保措置」には、「定年の定めの廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」があり、事業主にはこのいずれかを行う義務があります。

このうち、「継続雇用制度の導入」については、希望者全員を対象とするか、労使協定により対象者の基準を定めなければなりません。現在は特例措置として、中小企業（300 人以下）の事業主は、対象者の基準を就業規則で定めることができます。

この特例措置は、平成 23 年 3 月 31 日で終了します。このため、中小企業の事業主の皆さまも 3 月 31 日までに、

- (1) 「定年の定めの廃止」、「定年の引き上げ」、「希望者全員の継続雇用制度の導入」のいずれかを実施
- (2) 継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準について、労使協定を締結

のどちらかを実施しなくてはなりません。早めの準備をお願いいたします。

◎詳しくは、厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp>) をご確認ください。

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部からのお知らせ

○保険料率引き上げのお願い

千葉支部の健康保険料率は現在 9.31% ですが、超高齢社会の進展に伴う医療給付費の伸びが、保険料収入の元である賃金の伸びを年々上回り続け、協会けんぽの財政は依然として非常に厳しい状況です。また、法律で単年度収支均衡が定められていることにより、毎年、保険料率を見直しすることとなっています。

このため、加入者の皆様の医療を継続して支えるためには、23 年度の保険料率について引き上げざるを得なくなりました。

◆健康保険料率

9.31% ⇒ 9.44%
(現行) (平成 23 年度)

◆介護保険料率

1.50% ⇒ 1.51%
(現行) (平成 23 年度)

※健康保険料率、介護保険料率ともに、23 年 3 月分（5 月 2 日納期分）より変更となります。

非常に厳しい経済状況の中ではありますが、事業主・加入者の方々には、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○協会けんぽの取り組み

医療費の適正化を図るため、薬代の負担が少なくなる「ジェネリック医薬品」の普及、「医療費審査（レセプト点検）」や「扶養家族要件の再確認」等の強化に取り組み、その効果は着実に上がってきています。

また、加入者の皆様の健康づくりのために、「健診の推進」、「保健指導の推進」といった長期的な視点に立った事業にも取り組んでいます。

◎お問合せは、全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部 企画総務グループ
(Tel: 043-308-0522) まで